
3 5 0 1. 輸出マニフェスト通関申告

業務コード	業務名
MEC	輸出マニフェスト通関申告

1. 業務概要

輸出マニフェスト通関を行う混載貨物について、申告を行う。

搬入前申告、開庁時搬入前申告の旨の登録、搬入時申告の旨の登録は、HAWB番号が輸出貨物情報DBに登録されていない場合でも可能である。

(1) 本業務では以下の申告条件を指定することができる。

コード	申告条件	備考
なし	貨物が搬入後に行われた輸出マニフェスト通関申告（以下、搬入後申告という。）	搬入時申告または開庁時申告による自動起動を含む。
X	貨物が搬入前に行われた輸出マニフェスト通関申告（以下、搬入前申告という。）	開庁時搬入前申告による自動起動を含む。
I	貨物搬入時に輸出マニフェスト通関申告を自動起動する旨の登録（以下、搬入時申告）	搬入時申告の前に本業務により訂正が行われた場合は、改めて搬入時申告の登録が行われない限り、搬入時申告は処理されないこととなる。
K	登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降に輸出マニフェスト通関申告を自動起動する旨の登録（以下、開庁時申告）	①開庁時申告の前に本業務により訂正が行われた場合は、改めて開庁時申告の登録が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととなる。 ②搬入後申告に限る。
Y	登録後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）以降に搬入前申告を自動起動する旨の登録（以下、開庁時搬入前申告）	開庁時搬入前申告の前に訂正が行われた場合は、改めて本業務による開庁時搬入前申告の登録が行われない限り、開庁時搬入前申告は処理されないこととなる。

(2) 本業務は以下の時間帯にて実施可能である。

申告条件	実施可能時間帯	特記事項
なし X	税関開庁時間内	本業務が税関の開庁時間外にわたる場合は、業務を行った時刻に係る時間外執務要請届がされている必要がある。
K Y	税関開庁時間外	
I	時間帯を問わない	

(3) 税関開庁時間外における時間外執務要請届を利用した申告について

申告条件「なし」「X」の場合は、時間外執務要請届の届出時間帯であれば申告を行うことができる。

申告条件「I」の場合は、貨物の搬入前に時間外執務要請届を行っておくことで、時間外執務要請届の届出時間帯に貨物の搬入がされれば、申告が自動で受理される。

(4) 登録内容に基づき輸出マニフェスト通関申告を「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。

申告条件「なし」の場合で「簡易審査扱い」に選定された場合は、即時に輸出許可とする。

申告条件「X」の場合で「簡易審査扱い」に選定された場合は、輸出申告搬入後処理前に審査終了した旨（以下、「搬入前申告審査終了」という。）を登録する。

(5) 審査区分が「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」のいずれかに選定される場合がある。

(6) 以下の全てを満たす場合に自由化申告として扱われる。

- ①本業務が入力された日において輸出者が特定輸出者、特定製造貨物輸出者、または入力者が認定通関業者である旨が登録されている（以下、当該輸出申告等をAEO申告という）。
- ②あて先官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。
- ③申告先種別コードに「T：特別通関貨物」または「R：一般申告（緊急通関貨物）」の登録がない。
- ④あて先官署が政令派出所でない。

2. 入力者 通関業

3. 制限事項

- ①申告価格は201,000円未満であること。
- ②貨物の総重量が1,000トン未満であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②システムに通関士として登録されていること。
- ③輸出マニフェスト通関申告DBが存在する場合は、輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている申告者と同一であること。または、申告者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。
- ④輸出貨物情報DBに通関依頼先の指定がある場合はその通関依頼先の利用者と同一であること。または、通関依頼先の利用者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 仕向地チェック

入力された最終仕向地コードが輸出マニフェスト通関対象外国としてシステムに登録されていないこと。

(4) 輸出マニフェスト通関申告DBチェック

- ①申告番号が輸出マニフェスト通関申告DBに存在すること。
- ②輸出マニフェスト通関申告がされていないこと。

(5) 時間外執務要請届DBチェック

申告条件「なし」「X」が税関開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

- ①当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」）が存在すること。
- ②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(6) 税関開庁時間チェック

申告条件「K」「Y」の場合は、本業務実施時間が税関の開庁時間外であること。

(7) 輸出貨物情報DBチェック (○:チェックを行う、空白:チェックを行わない)

入力されたHAWB番号に対して以下のチェックを行う。

△: 申告条件「なし」

項番	チェック条件	△	X	I	K	Y
1	HAWB番号が輸出貨物情報DBに存在すること。 (申告条件「X」「I」「Y」の場合で、HAWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合は、後続のチェックを行わない。ただし、その場合はHAWB番号の枝番入力は不可。)	○	○	○	○	○
2	HAWBであること。	○	○	○	○	○
3	仮陸揚げ貨物でないこと。	○	○	○	○	○
4	システム外許可済でないこと。	○	○	○	○	○
5	積戻し貨物でないこと。	○	○	○	○	○
6	入力された通関予定蔵置場と、輸出貨物情報DBに登録されている通関場所(搬入予定先)が同一であること。	○	○	○	○	○
7	税関への通知を要する事故情報が登録されている場合は、税関による事故確認が登録されていること。	○			○	
8	入力された貨物個数が、輸出貨物情報DBに登録されている輸出マニフェスト通関申告対象貨物の内容と一致すること。	○	○	○	○	○
9	仕分け親となっていないこと。	○			○	
10	仕合せ親となっていないこと。	○			○	
11	仕分けまたは仕合せされている場合は、取扱確認が行われていること。	○			○	
12	訂正保留となっていないこと。	○			○	
13	搭載完了されていないこと。	○			○	
14	他の輸出申告等がされていないこと。	○	○		○	○
15	以下の登録がされていないこと。 ①「貨物差止め」 ②「亡失届受理」 ③「滅却承認」 ④「その他」 (申告条件「X」「Y」の場合は、①のみチェックを行う。)	○	○		○	○
16	貨物手作業移行されていないこと。	○	○		○	○
17	UBG貨物でないこと。	○	○	○	○	○

(8) 国内用輸出入者DBチェック

(A) 輸出者コードまたは法人番号が国内用輸出入者DBまたは法人番号管理DBに存在すること。

(B) 識別符号チェック

識別符号欄の入力によって、以下のチェックを行う。

- ①識別符号欄が「1」の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者としてシステムに登録されている輸出者コードであること。
- ②識別符号欄が「2」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸出者コードまたは、無符号輸出者であること。

③識別符号欄が「3」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸出者コードまたは、無符号輸出者であること。

④識別符号欄が未入力の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者コードとしてシステムに登録されている輸出者コードであること。

(9) 搬入伝票・LDR情報DBチェック

申告条件「X」の場合で、貨物に搬入伝票情報が登録されている場合は、貨物に登録されている搬入伝票番号が、搬入伝票・LDR情報DBに存在すること。

(10) その他のチェック

(A) 申告先種別コード欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物（税関の開庁時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。

(B) 申告予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。

(C) あて先官署等に係るチェック

①あて先官署は通関予定蔵置場を管轄する税関内の官署であること。ただし、AEO申告である場合は、通関予定蔵置場を管轄する税関外の官署への申告を可能とする（申告先種別コードに「R：一般申告（緊急通関貨物）」または「T：特別通関貨物」の登録がある場合、若しくはあて先官署が政令派出所の場合を除く）。

②あて先官署は外郵便官署でないこと。

(D) 官署変更後の変更不可チェック

MEY業務後の場合は、以下のチェックを行う。

(a) 入力者が、輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている当初の申告者と同一であること。

(b) MEY業務で入力されたあて先官署（入力がなかった場合は当初のあて先官署）を管轄する税関と本業務で入力されたあて先官署（入力がない場合は払い出される官署）を管轄する税関が同一であること。

(c) 入力された以下の項目が、輸出マニフェスト通関申告DBに登録されている内容と一致すること。

①輸出者コード（国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う）

②輸出者名（輸出者コードがスペース、国内用輸出入者DBに登録されていない輸出者または、登録されている名称が無効の場合のみチェックする）

③輸出者郵便番号

④輸出者住所1（都道府県）

⑤輸出者住所2（市区町村（行政区名））

⑥輸出者住所3（町域名・番地）

⑦輸出者住所4（ビル名ほか）

⑧輸出者電話番号

⑨輸出者住所

⑩税関事務管理人コード

⑪税関事務管理人受理番号

⑫税関事務管理人名

⑬検査立会者

⑭仕向人コード

⑮仕向人名

⑯仕向人住所1（Street and number/P. O. BOX）

⑰仕向人住所2（Street and number/P. O. BOX）

⑱仕向人住所3（City name）

⑲仕向人住所4（Country sub-entity, name）

- ⑳仕向人郵便番号 (Postcode identification)
- ㉑仕向人国名コード (Country, coded)
- ㉒仕向人住所
- ㉓HAWB番号
- ㉔貨物個数
- ㉕貨物重量
- ㉖最終仕向地コード
- ㉗F O B通貨コード
- ㉘F O B価格
- ㉙申告価格
- ㉚品名
- ㉛記事
- ㉜積込港コード (M E Y業務において、積込港コードが指定されている場合のみチェックする)

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「000000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「000000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 申告条件切替え処理

- (A) 申告条件「I」の場合に、貨物が既に通関予定蔵置場に搬入済である場合は、申告条件「なし」に切り替え、処理を継続する。
- (B) 申告条件「X」の場合に、貨物が既に通関予定蔵置場に搬入済である場合は、申告条件「なし」に切り替え、処理を継続する。
- (C) 申告条件「Y」の場合に、貨物が既に通関予定蔵置場に搬入済である場合は、申告条件「K」に切り替え、処理を継続する。
- (D) 申告条件「I」後に、貨物が税関の開庁時間外に搬入確認登録された場合は、本業務が自動起動され、以下の通り処理する。
 - ①時間外執務要請届がされている場合は、起動された時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であれば、本業務が申告条件「なし」で処理される。
 - ②上記①以外は、本業務が申告条件「K」として処理され、登録後最初に到来する予め定められた時刻(ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻)に自動起動される。なお、翌平日の予め定められた時刻を待たずに申告を行うには、時間外執務要請届がされた後、本業務にて申告を行う。

(3) あて先官署決定処理

(A) あて先官署コード欄に入力がある場合は、入力された申告官署とする。

(B) あて先官署コード欄に入力がない場合は、申告先種別コード欄ごとに、以下の項番の順で決定する。

項番	申告先種別コード欄 処理	スペース、Y、K、 E	R	T
1	以下の条件をすべて満たす場合 ①入力者が認定通関業者である ②通関予定蔵置場の管轄税関官署に認定通関業者用申告官署に変換を行う旨が登録されている ③入力者について認定通関業者用申告官署がシステム登録されている	認定通関業者用申告官署	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	通関予定蔵置場を管轄する特別通関貨物を受付ける申告官署
2	入力者について通関業者用申告官署がシステムに登録されている場合	通関業者用申告官署	通関業者用申告官署	
3	上記以外の場合	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	

(4) あて先部門の決定処理

①あて先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門をあて先部門とする。

②あて先部門コード欄に入力がない場合は、システムに登録されているあて先部門コードを設定する。

(5) 邦貨換算処理

FOB通貨コード欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、FOB価格を邦貨に換算する。

(A) 処理条件

入力通貨コードにより「税額計算用」換算レートを適用する。

(B) 換算式

入力金額×適用レート

なお、円位未満を切り捨てる。

(6) 申告価格算出処理

①申告価格欄に入力がある場合は、「申告価格」を申告価格とする。

②申告価格欄に入力がなく、FOB価格欄に入力がある場合は、「FOB価格」を申告価格とする。

(7) 蔵置官署の決定処理

通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。

(8) 蔵置部門の決定処理

あて先官署と蔵置官署が同一の場合は、あて先部門を蔵置部門とする。

あて先官署と蔵置官署が異なる場合は、システムに登録されている蔵置部門とする。

(9) 申告番号の払出し処理

申告番号の入力がない場合に、以下の条件をすべて満たす申告番号を払い出す。

①輸出マニフェスト通関申告DBに登録されていない申告番号（先頭10桁）

②添付ファイル管理DBに登録されていない申告番号（先頭10桁）

(10) 審査区分選定処理

申告条件「なし」「X」の場合は、入力された内容に基づき「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかの審査区分に選定する。

(11) 検査区分選定処理

「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」のいずれかに選定される場合がある。

(12) 許可処理

申告条件「なし」の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」（保留中を除く）に選定された場合は、許可とする。

(13) 審査終了処理

申告条件「X」の場合で、「審査区分選定処理」により「簡易審査扱い」（保留中を除く）に選定された場合は、搬入前申告審査終了とする。

(14) 保税運送期間設定処理

許可となった場合は、「通関蔵置場を管轄する税関」と「輸出許可貨物の積込港を管理する税関」に基づいて保税運送期間を設定する。

(15) 輸出マニフェスト通関申告DB処理

入力内容及び手続きの状況を輸出マニフェスト通関申告DBに登録・更新する。

(16) 輸出貨物情報DB処理

①入力されたHAWB番号が輸出貨物情報DBに存在する場合は、手続きの状況を輸出貨物情報DBに登録する。

②入力されたHAWB番号が輸出貨物情報DBに存在しない場合は、輸出貨物情報DBを作成する。

③輸出貨物情報DBに輸出者コードが未登録の場合は、輸出貨物情報DBに輸出者コードを登録する。

④申告条件「I」の場合は、搬入時申告を行う旨を登録する。

⑤申告条件「X」の場合は、貨物搬入時に輸出申告搬入後処理の自動起動を行う旨を登録する。

(17) 時刻起動電文DB処理

①申告条件「K」「Y」後に時間外執務要請届の届出時間帯に本業務が行われた場合は、登録済みの時刻起動電文DBを削除する。

②申告条件「K」の場合は、開庁時申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。

③申告条件「Y」の場合は、開庁時搬入前申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。

(18) 時間外執務要請届使用実績DB処理

申告条件「なし」「X」が税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(19) 搬入伝票・LDR情報DB処理

申告条件「X」の場合で、貨物に搬入伝票情報が登録されている場合は、搬入前に申告が行われた旨を登録する。

(20) 添付ファイル管理DB処理

申告番号の入力がある場合で、入力された申告番号に対して、添付ファイルの登録が行われている場合は、以下の処理を行う。

①手続きの状況を添付ファイル管理DBに登録する。

②申告条件「なし」「X」の場合は、輸出マニフェスト通関申告がされた旨を添付ファイル管理DBに登録する。

③申告条件「なし」の場合で、許可となった場合は、許可された旨を添付ファイル管理DBに登録する。

(21) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸出マニフェスト通関申告控情報	輸出許可とならなかった場合に出力	入力者

情報名	出力条件	出力先
輸出許可通知情報（輸出マニフェスト通関申告）	輸出許可となった場合に出力	入力者
		輸出者 ^{*1}
許可・承認貨物（輸出）情報	輸出許可となった場合に出力	保税蔵置場 ^{*1}
検査指定情報 ^{*2}	検査区分が「現場検査」または「検査場検査」に指定された場合は申告書用と、倉主等用または運搬・倉主等用の2通を出力する	入力者
		検査立会者 ^{*3}
	以下の条件をすべて満たす場合 ①申告条件「なし」 ②検査区分が「現場検査」または「検査場検査」に指定された	保税蔵置場 ^{*1}
輸出マニフェスト通関申告情報（レコーダ）		税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門） ^{*4}
添付情報通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 ①添付ファイルの登録が行われている場合 ②輸出マニフェスト通関申告情報（レコーダ）の出力を行った場合	税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門） ^{*4}

（*1）システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

（*2）出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙L01「検査指定情報等について」を参照。

（*3）検査立会者に指定されている利用者が申告者と同一である場合は出力しない。

（*4）蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。